

## エコドライブ講習会の実施に係る協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪自動車学校協会（以下「乙」という。）は、エコドライブに係る講習会（以下「講習会」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、エコドライブの普及啓発に関わる大阪府職員及び市町村職員等の知識・技能等の向上を目指し、乙の協力のもと甲が講習会を実施することにより、エコドライブの普及を図ることを目的とする。

### （協定期間）

第2条 この協定の有効期間は、平成**26**年**10**月**10**日から平成**27**年3月**31**日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからでも、この協定を解除する旨の申出がない場合は、この協定期間はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

### （役割分担）

第3条 甲は、講習会について企画し、主催する。

2 乙は、講習会について、実施場所、資料、自動車保険加入済みの車両等の提供及び講師の派遣を行い、これらの費用を負担する。

### （実施手順）

第4条 講習会の実施手順は、次のとおりとする。

- （1） 甲は、講習会について、乙に対して「エコドライブ講習会実施協力依頼書（様式1）」により協力を依頼する。
- （2） 乙は、前項の依頼について、「エコドライブ講習会協力受諾書（様式2）」により、甲に回答する。
- （3） 甲は、講習会実施後、乙に対して「エコドライブ講習会実施報告書（様式3）」を送付する。

### （協定の変更及び解除）

第5条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、甲乙協議の上で行うものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく講習会の実施にあたり知り得た情報を、法律及び条例等の規定に基づき開示する場合を除き、相手方の事前の承認を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間が終了し、又は解除された後も存続するものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月10日

甲： 大阪府  
代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙： 門真市柳田町26番13号  
一般社団法人大阪自動車学校協会  
会長 高士 雅次

第 号  
年 月 日

一般社団法人大阪自動車学校協会事務局長 様

大阪府環境農林水産部環境管理室長

## エコドライブ講習会実施協力依頼書

下記のとおりエコドライブ講習会等を実施したいので、ご協力をお願いします。

## 記

実施日時	年 月 日 ( ) : ~ :
実施地域	
受講者数	1 市町村職員 (約 名) 2 その他 ( ) (約 名) 該当する項目に○印と人数を記入
講習会等の内容	車両を用いたエコドライブ講習
誓約事項	※ 講習会等の具体的な進め方等の詳細については、あらかじめ実施場所である協会加盟学校と十分協議します。 ※ 講習会等終了後、速やかに「様式3」により実績を報告します。

年 月 日

大阪府環境農林水産部環境管理室長 様

一般社団法人大阪自動車学校協会事務局長

## エコドライブ講習会実施協力受諾書

年 月 日付けで依頼のあったエコドライブ講習会について、下記のとおり協力します。

## 記

実施日時	年 月 日 ( ) : ~ :
実施場所	
受講者数	1 市町村職員 (約 名) 2 その他 ( ) (約 名)
講習会等の内容	車両を用いたエコドライブ講習
留意事項	※ 講習会等の具体的な進め方等の詳細については、あらかじめ実施場所である協会加盟学校と十分協議してください。 ※ 講習会等終了後、速やかに「様式3」により実績を報告してください。

第 号  
年 月 日

一般社団法人大阪自動車学校協会事務局長 様

大阪府環境農林水産部環境管理室長

エコドライブ講習会実施報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

実施日時	
実施場所	
講習会等の内容	車両を用いたエコドライブ講習
	記録写真 <input type="checkbox"/> 有 (別途送信) <input type="checkbox"/> 無
受講者数	1 市町村職員 ( ) 名
	2 その他 ( ) ( ) 名
受講者の感想等	